

13	都市整備局	都市計画区域マスタープランの策定
事業概要	<p>都市計画法の改正（平成12年5月公布、平成13年5月施行）により、法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」については、「東京の新しい都市づくりビジョン（平成13年10月）」を踏まえ、都内の全都市計画区域において策定している。</p> <p>都市計画区域マスタープランにおいては、当該都市計画における都市計画の基本的な方向性を示すため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画の目標 ● 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針 ● 主要な都市計画（土地利用、都市施設、市街地開発事業等）の決定の方針を定めている。 	
これまでの経過	<p>平成13年6月 都市計画局内にマスタープラン策定本部を設置 平成15年3月 インターネットにより都民意見を募集 平成15年7月 東京都素案作成 同案を東京都都市計画審議会へ中間報告し、公表 平成15年9月 公聴会開催 平成15年10月 都市計画案作成 平成16年1月 同案を縦覧 平成16年3月 東京都都市計画審議会へ付議し、答申を得る。 平成16年4月 都市計画決定告示 平成19年6月 三宅都市計画区域マスタープラン素案公告・縦覧（法16条） 平成19年9月 同上都市計画案作成 平成19年11月 同案を縦覧（法17条） 平成20年2月 東京都都市計画審議会へ付議し、答申を得る。 平成20年3月 都市計画決定告示</p>	
現在の進行状況	<p>平成16年4月に噴火被災の三宅都市計画区域を除く25都市計画区域で策定し、運用してきたが、平成20年3月に復興の目途がついた三宅都市計画区域も策定し東京都全域26都市計画区域が整った。</p> <p>また、広く都民に周知するため、局のホームページに掲載している。</p>	
今後の見通し	<p>「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」と連携しながら、施策の実施を図る。</p> <p>また、平成21年7月に改定した都市づくりビジョン等を踏まえ、改定に向けた検討を進めている。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課	電話 03-5388-3227